

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

大学生であった期間の一部について、国民年金保険料が未納となっている。私は県外の大学に通っており国民年金の諸手続に関与していないが、母親は「20歳から国民年金に加入し、国民年金保険料を町役場（現在は、市役所支所）で納付していた。」と言っている上、前後が納付済みであるにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している上、申立期間の国民年金保険料を申立人に代わって実際に納付したとするその母親も申立期間当時には勤務した事業所を退職する都度、短期間であっても国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、国民年金の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年5月11日に払い出されており、当該払出日においては申立期間を含む3年*月（20歳到達による資格取得月）から5年3月までの国民年金保険料について遡って納付することが可能である上、その一部である申立期間前の3年*月から4年3月までは納付済みとなっている。

さらに、申立期間後の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料も納付済み（現年度納付）となっており、申立人に前後が納付済みとなっている申立期間の国民年金保険料を納付しない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年8月までの期間、4年4月から同年7月までの期間、5年2月から同年11月までの期間及び7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月から2年8月まで
② 平成4年4月から同年7月まで
③ 平成5年2月から同年11月まで
④ 平成7年3月

平成元年6月頃に国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料は留学する前に納付した。また、申立期間②、③及び④は就職活動中だったが、毎月保険料を納付したはずであるので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が婚姻時に居住していた市が保管する国民年金資格取得・異動届書から、申立人は平成9年8月27日に元年7月1日を資格取得日として申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、この加入手続時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人に対して、平成8年12月以前に国民年金の加入手続を行った者に対して払い出されていた国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況（納付時期、納付金額等）についての記憶が定かでない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月から同年 12 月まで
事業所を退職した平成 11 年 2 月 21 日から次の事業所に就職した 12 年 1 月 7 日までの期間については、国民年金に加入し、国民年金保険料を毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未納となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録のほか、申立人が居住する市の国民年金データシステムにおいても申立期間の国民年金保険料は未納と記録されている上、同システムには、申立人に対して、i) 申立期間の期首月である平成 11 年 6 月の国民年金保険料について納付期限（平成 11 年 7 月 31 日）後の同年 8 月 16 日に納付書付き催告書を発行している、ii) 平成 11 年 11 月 29 日に市職員が個別訪問により納付勧奨を行っている、iii) 平成 11 年度に期別催告書及び集合徴収案内をそれぞれ 2 回発行している（最終発行は平成 12 年 3 月）など、申立期間の国民年金保険料が未納であったことをうかがわせる記録も確認できる。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況（納付場所、納付方法等）に係る記憶は曖昧であり、それについて具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年3月までの期間及び同年6月から4年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月から同年3月まで
② 平成3年6月から4年1月まで

これまで事業所を退職したときは直ちに市役所において国民年金の加入手続きを行い、納付書に現金を添えて銀行において国民年金保険料を納付してきた。未納となっている申立期間①及び②の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで5回にわたり、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の期間について国民年金の強制加入の対象者となっている。オンライン記録及び申立人が当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人はこの5回のうち、申立期間①及び②を除く3回については、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、比較的速やかに国民年金の加入（再加入）手続きを行っていることが確認できるものの、申立期間①及び②については、平成13年4月に同年3月21日を資格の再取得日として再加入手続きを行った際に、併せて遡及加入していることが確認でき、この手続き時点では、同期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人から聴取しても、上記の平成13年4月の再加入手続きとは別に申立期間に係る加入手続きが行われたこと、及び同期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 933 (事案 189 及び 731 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月まで
20 歳になった頃、母親から「国民年金に加入し国民年金保険料を納付している。」と聞いていたので、記録の訂正を求めたが認められなかった。
新たな資料や情報は無いが、納付できないので再度申し立てる。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無いこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間後の平成 3 年 4 月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無いこと、iii) 申立てに係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親の記憶は曖昧であることなどから、既に当委員会の決定に基づく 20 年 8 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てについても、申立人は、その母親が申立てに係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、それを裏付ける新たな資料、証言等はなく、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その母親が申立てに係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張して、再度申し立てているが、それを裏付ける新たな資料、証言等はなく、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から22年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から22年6月まで
平成3年9月に事業所を退職した後、社会保険事務所（当時）から、国民年金に加入するようとののがきが届いたので、市役所支所において加入手続きを行い、国民年金保険料の免除申請手続きも同時に行った。未納となっている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対し、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月より前に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録から、申立人の基礎年金番号は、国民年金保険料の免除申請が行われた平成23年5月10日に初めて付番されていることが確認できることから、申立人は同番号が付番される以前においては国民年金に加入していなかったものと考えられ、制度上、国民年金保険料の免除申請を行うことはできない。

また、申立期間は226か月（18年10か月）であり、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとは考え難い上、平成17年7月より前の免除申請は、毎年度申請して承認を受ける必要があるが、申立人は、「申立期間当時の免除申請は、平成3年から6年頃までの間に一度しか行っていない。」と述べているなどその主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、国民年金保険料免除承認通知書や申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、これが免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。